

# 「ガイド人材の活性化に係る検討会」設置要綱

令和 5 年 9 月  
観光庁国際観光課

## 1. 趣旨・目的

インバウンドは、昨年 10 月の個人旅行解禁以降、着実に回復をしている一方で、回復する訪日外国人旅行者に対し、ガイド人材の不足等の課題がある。

また、通訳案内士法については、平成 30 年 1 月に改正を行い、通訳案内士を業務独占資格から名称独占資格に移行し、研修制度を充実するなどの施策を講じてきた。この改正から 5 年が経過し、制度改正のフォローアップも必要となっている。

このような課題認識のもと、有識者等を含めた検討会を実施し、ガイド人材の活性化や通訳案内士試験制度等について、議論を行う。

## 2. 検討会の委員

検討会の委員は別紙のとおりとする。

## 3. 検討会の運営

- (1) 検討会に委員長を 1 名置き、検討会委員の互選によってこれを定める。
- (2) 本検討会は原則として非公開とする。
- (3) 本検討会の会議資料及び議事概要については、観光庁ホームページにて公開する。ただし、検討会において特に必要があると認めたときは、非公開とすることができる。

- (4) 検討会の円滑な運営に資するため、委員長が必要と認めるときは、検討会に作業部会を置くことができる。作業部会の構成員については、委員長の指名によるものとする。
- (5) 作業部会は原則として非公開とする。
- (6) 作業部会の会議資料及び議事概要については、観光庁ホームページにて公開する。ただし、特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。
- (7) この設置要綱に定めるものの他、会議の運営に必要な事項については、委員長が定めることとする。

#### 4. その他

事務局を観光庁国際観光部国際観光課に置く。